

総

論

(注1)「障がい」の表記について

本市では、障がい者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー*を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

(注2)「*」の表記について

本文中、「*」のついた関係法律、用語については、巻末の「飯塚市障がい者計画の関係法律等」または「飯塚市障がい者計画に係る用語解説」に掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい者福祉制度は、この10年間に大きく異なる4つの制度転換を経験し、さまざまな議論を伴いながら今日に至っています。

平成18年の障害者権利条約*の国連採択を契機に、平成22年1月から開催された「障がい者制度改革推進会議」では、障がい当事者及び関係団体の代表者が過半数参加した中で障がい者制度改革の検討が重ねられ、そこで導き出された意見を踏まえて、平成23年8月に障害者基本法*が改正されました。

同法では、障がいのある人となない人の地域社会における共生*、障がい者に対する差別の禁止等が新たに規定されるとともに、教育・雇用・各種バリアフリー等の各分野に関する規定が改正・新設されました。

また、この動きと並行して、平成18年4月から施行された「障害者自立支援法*」は、施行直後からさまざまな問題点が指摘される中で、平成25年4月に難病*等の方を含む障がい者の範囲の拡大をはじめとした制度改革を含む「障害者総合支援法*」に改められています。

さらには、障害者基本法改正の流れを受けて、平成24年10月には障害者虐待防止法*が、平成25年4月には障害者優先調達推進法*が相次いで施行され、この後も平成28年4月に障害者差別解消法*が施行されることとなっています。

このような法整備進展の中で、平成25年9月に国の「第3次障害者基本計画*」が公表されました。この基本計画においては、改正障害者基本法に規定された「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のため、障がい者の自己決定の尊重、当事者本位の総合的な支援、障がい特性に配慮した支援などの視点をもって、障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために政府が取り組むべき障がい者施策の基本的方向性が定められています。

飯塚市においては、上記関係法並びに国の基本計画に示された理念等を踏まえ、本市における障がい者施策の基本的方向性を定める計画として、本計画を策定するものです。

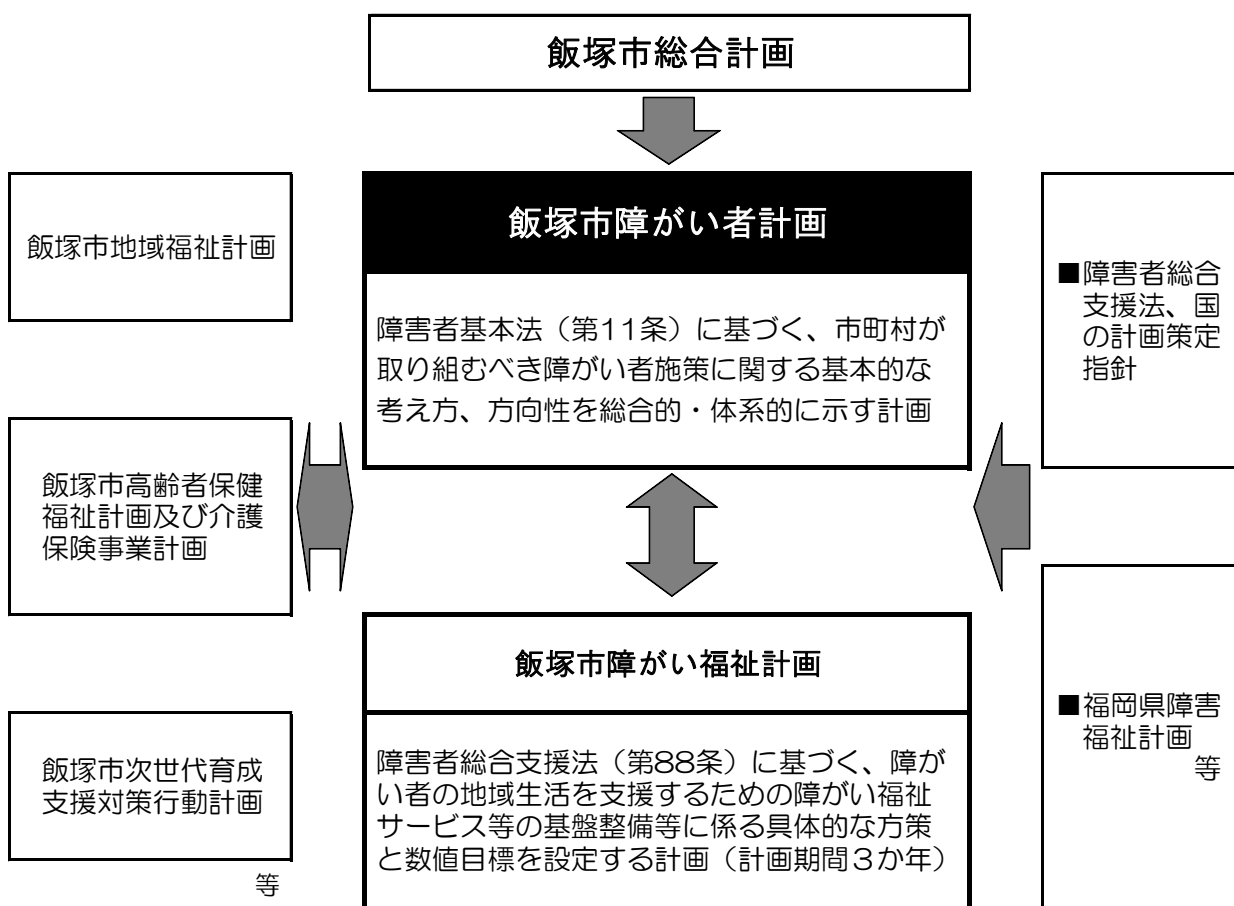
2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定める計画として位置づけられます。

また、市の最上位計画である「飯塚市総合計画」をはじめ、「飯塚市地域福祉計画」、「飯塚市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「飯塚市次世代育成支援対策行動計画」等、市の関連計画との整合性の確保を図りながら本計画を策定するものです。

なお、従来の本市の障がい者福祉に係る計画は「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条に規定）」を一体的に策定していましたが、計画期間の相違（後者は平成 27 年度から第 4 期目を迎える予定）等を考慮して、今後は個別に策定することとします。

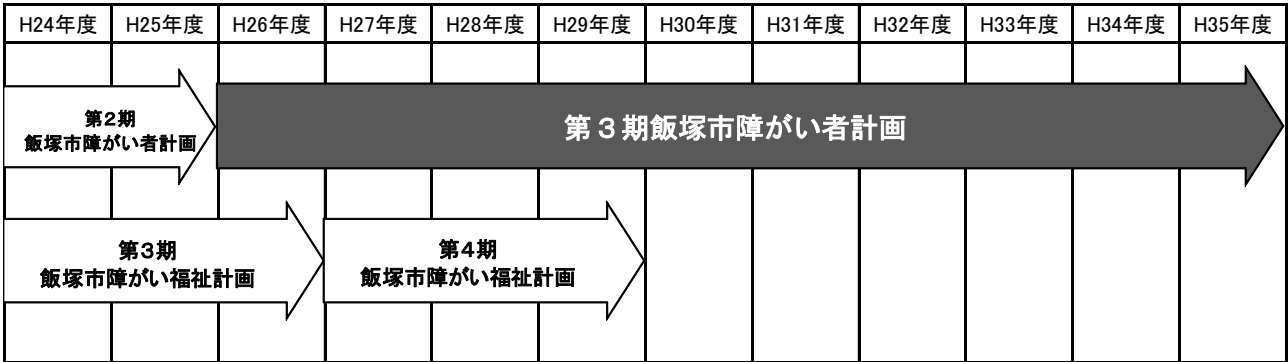
【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や関連法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の策定体制と策定後の点検体制

(1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等 19 名で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において検討を行いました。

また、上記協議会で検討した計画原案について市民意見募集を行い、計画に対する市民意見を広く聴取しました。

(2) 各種調査の実施

計画策定の基礎資料を得るため、次のような調査を実施しました。

① アンケート調査（実施時期：平成 25 年 8 月）

飯塚市内の障がい者手帳所持者等に加え、障害者総合支援法において新たに障がい者の範囲に含まれることになった難病等の方を対象に、生活の状況やニーズ、行政に対する要望等を把握することを目的に実施しました（アンケート調査票を郵送）。

また、障がいのない市民に対しても、障がい者福祉や障がい者に対する意識等を把握するため、同様に調査を実施しました。

《調査の概要》

調査対象		標本数	有効回収数	回収率
身体障がい者	身体障がい者手帳所持者(18歳以上)	1,300 サンプル (抽出)	645 サンプル	49.6%
知的障がい者	療育*手帳所持者(18歳以上)	400 サンプル (抽出)	217 サンプル	54.3%
精神障がい者	自立支援医療*(精神通院医療)利用者(18歳以上)	400 サンプル (抽出)	175 サンプル	43.8%
障がい児	障がい者手帳所持者及び手帳不所持で障がい福祉サービス等の支給決定を受けている児童(18歳未満)	328 サンプル (全数)	153 サンプル	46.6%
難病患者	特定疾患*医療受給者証所持者	300 サンプル (抽出)	197 サンプル	65.7%
障がいのない市民	市内に居住する 18 歳以上の人	2,000 サンプル (抽出)	859 サンプル	43.0%

②ヒアリング調査（実施時期：平成25年8月～9月）

アンケート調査からは把握しにくい障がいのある人の意見や要望、生活面での課題や社会資源の状況等を把握することを目的として、障がい当事者や家族等で構成される団体及び障がい者生活支援センター（相談支援事業所）に対してヒアリング調査（聴き取り形式による調査）を実施しました。

また、障がい者が地域生活を営む上で関わりが深いと考えられる公共的機関（交通機関や集客の多い店舗等）を対象に、障がい者にとっての利便性対策や障がい者雇用に関する考え方等について同様に調査しました。

《調査の概要》

調査対象	
障がい者団体等 (6団体)	1. 身体障がい者関係団体 ① 飯塚市身体障害者福祉協会 ② 日本オストミー協会福岡県支部筑豊分会 2. 知的障がい者関係団体 ① 飯塚市手をつなぐ親の会 ② ぼれぼれの会 3. 精神障がい者等関係団体 ① 嘉飯山地区精神障害者家族会 いずみ会 ② GAいづか(依存症患者の自助グループ)
障がい者生活支援 センター (5センター)	飯塚市が障がい者相談支援事業を委託している相談支援事業所 ① 障がい者生活支援センター さん・あび ④ 障がい者相談支援センター たいよう ② 障がい者生活支援センター かさまつ ⑤ 生活相談センター フォスク ③ 障がい者生活支援センター BASARA
公共的機関 (8機関)	1. 公共交通機関 ① JR新飯塚駅(市内各駅の調査含む) ② 西鉄バス 2. 金融機関等 ① 飯塚信用金庫 ② 飯塚郵便局 3. 障がい者を雇用している民間企業 ① 株玉置(OA機器や文房具の販売) ② 株華三楽(弁当の仕出し・販売、食堂経営) 4. 集客の多い店舗 ① イオン穂波店 ② あいタウン

(3) 策定後の点検体制

計画策定機関である飯塚市障がい者施策推進協議会において、各施策分野における計画の推進状況を把握しながら、策定後の点検を引き続き実施していきます。

第2章 障がい者を取り巻く状況

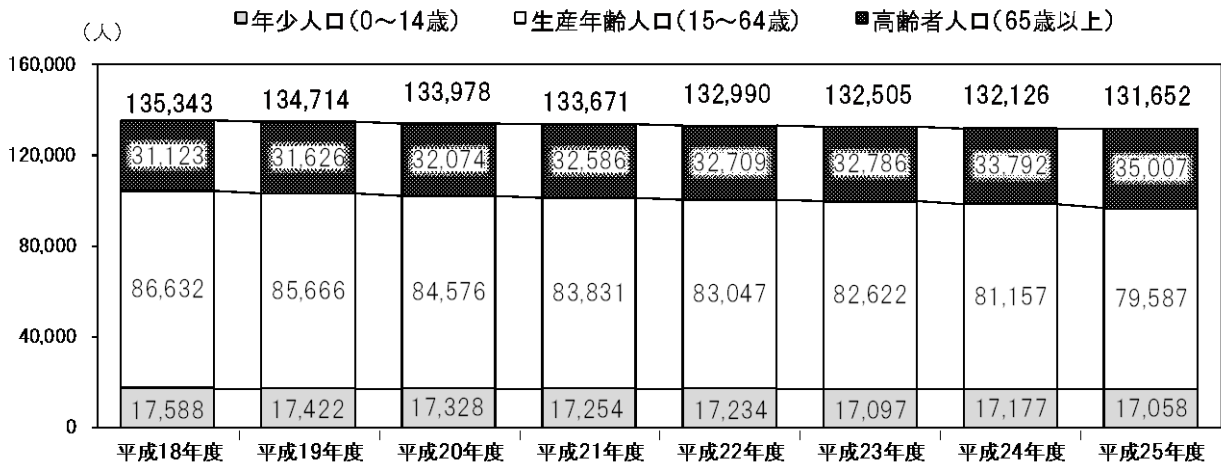
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

①総人口の推移

本市の総人口は、平成25年9月末現在で131,652人であり、年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。高年齢者人口（65歳以上）は一貫して増加しています。

【総人口の推移】

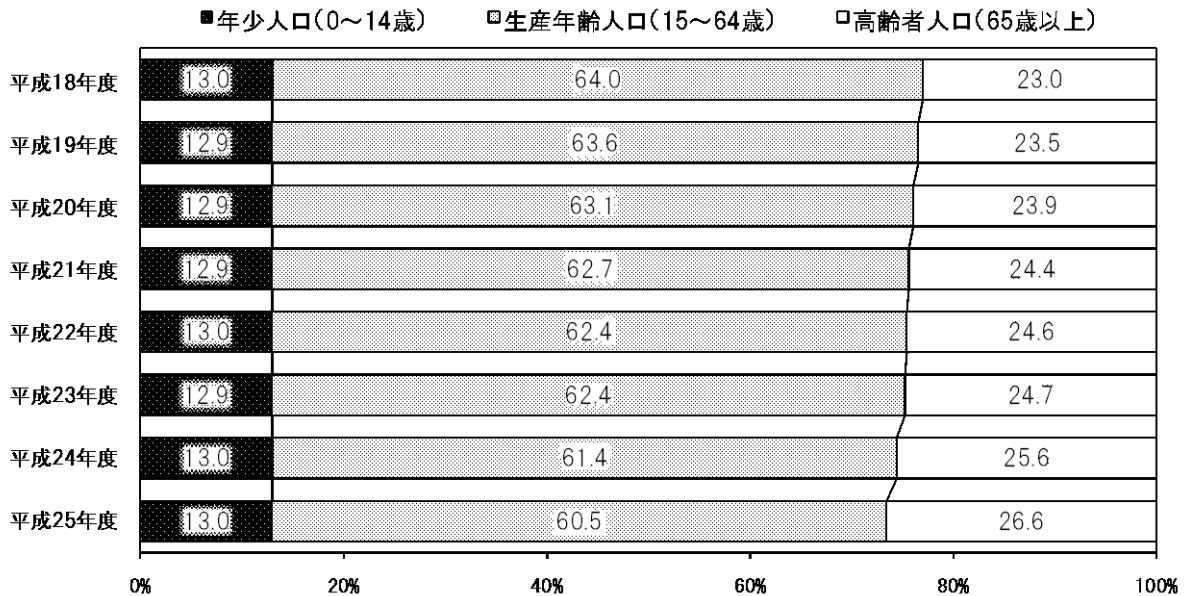


資料)住民基本台帳・外国人登録等(各年度9月30日現在)

②年齢3区分別人口構成の推移

人口の推移を年齢3区分別の構成比でみると、年少人口（0～14歳）は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

【年齢3区分別人口構成の推移】



資料)住民基本台帳・外国人登録等(各年度9月30日現在)

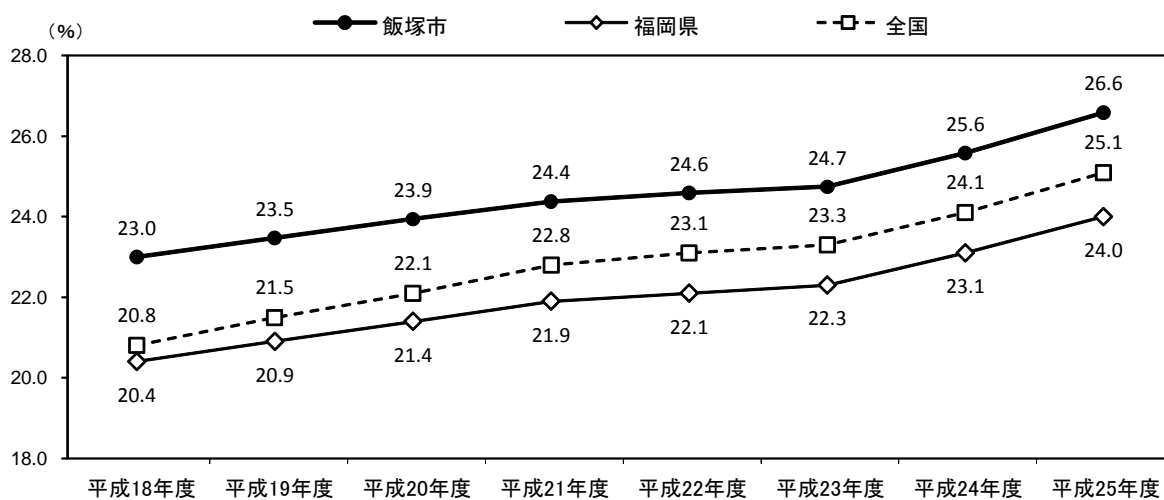
③総人口に占める高齢人口の割合の推移

平成25年10月現在における本市の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は26.6%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

また、本市の高齢化率は、国・県より高い水準で推移しており、全国・県内でも高齢化が進行している地域であることがわかります。

また、全国的な傾向と同様に高齢化率は年々上昇しており、今後もさらに進行することが予測されます。

【高齢化率の推移】



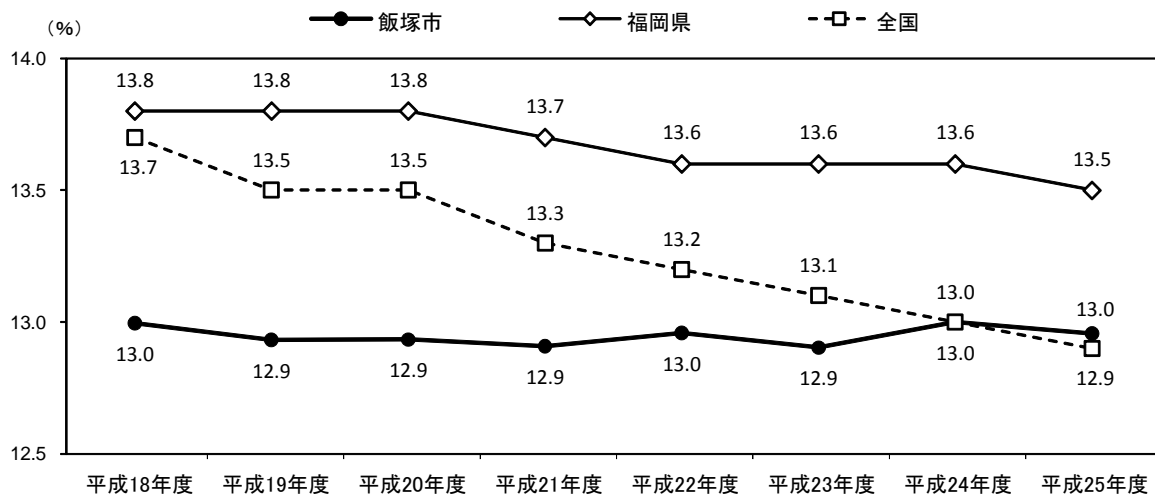
資料) 全国:総務省統計局「人口推計」(平成18~24年度10月現在[確定値]平成25年度10月現在[概算値])
 福岡県:「福岡県の人口と世帯推計」(平成18~24年度10月現在、平成25年度[月報])
 飯塚市:住民基本台帳・外国人登録等(平成18~25年度[各年10月現在])

④総人口に占める年少人口の割合の推移

平成25年10月現在における本市の総人口に占める年少人口の割合は13.0%となっており、全国とはほぼ同程度を示しているものの、福岡県よりは低くなっています。

本市において、この割合は平成18年度よりほぼ変化がなく、これは、全国や福岡県の傾向とは異なり、少子化の進行（総人口に占める年少人口の割合の減少）は緩やかなものになっていると考えられます。

【総人口に占める年少人口の割合の推移】



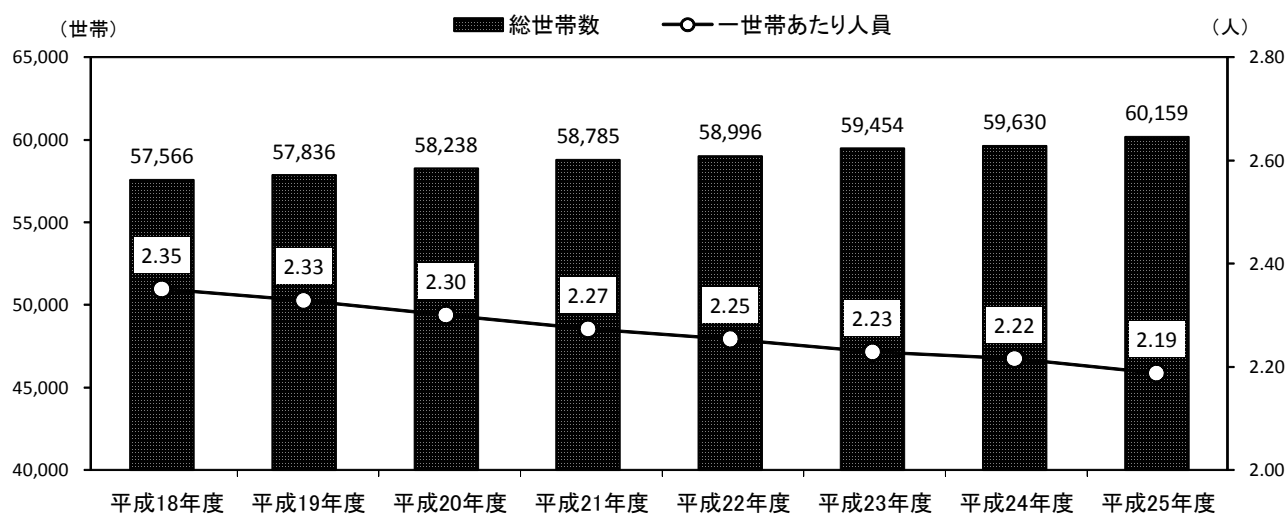
資料) 全 国:総務省統計局「人口推計」(平成18~24年度10月現在[確定値]平成25年度10月現在[概算値])
 福岡県:「福岡県の人口と世帯推計」(平成18~24年度10月現在、平成25年度[月報])
 飯塚市:住民基本台帳・外国人登録等(平成18~25年度[各年10月現在])

(2) 世帯の状況

本市の総世帯数は、平成25年9月末現在60,159世帯であり、一貫して増加傾向にあります。

総世帯数は増加しているものの、一世帯あたり人員は年々減少し、世帯の少人数化が進行しています。

【総世帯数・一世帯あたり人員の推移】



資料) 人口：住民基本台帳・外国人登録等（各年度9月30日現在）
世帯数：住民基本台帳（各年度9月30日現在）

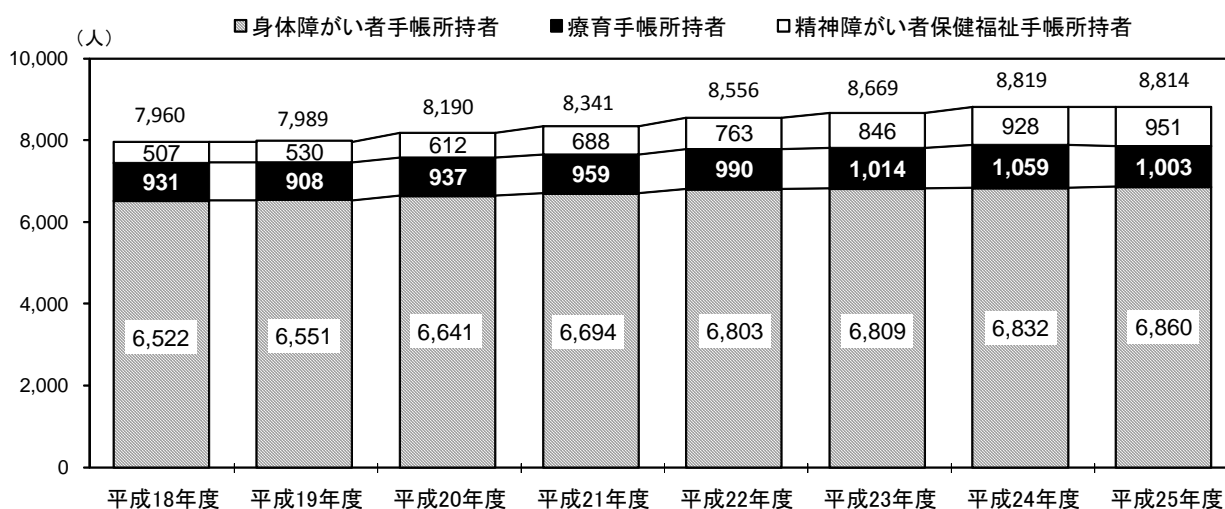
2. 障がい者の状況

(1) 障がい者数（全体）

平成25年9月末現在、障がい者手帳所持者は8,814人（身体障がい者手帳：6,860人、療育手帳：1,003人、精神障がい者保健福祉手帳：951人）で、これは総人口の6.69%にあたります。

障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）を利用している精神障がい者のいずれも増加傾向にあります。

【各手帳所持者数の推移】



注：2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している（合計は重複所持者数を含む）

資料）社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在）

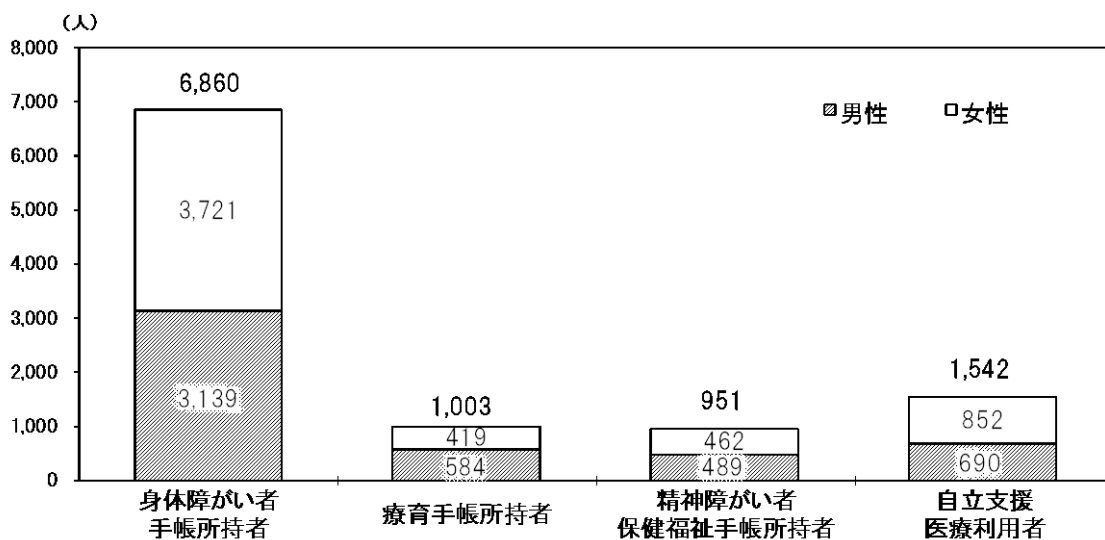
【各手帳所持者数・自立支援医療利用者数（精神）の推移】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障がい者手帳所持者数	6,522人	6,551人	6,641人	6,694人	6,803人	6,809人	6,832人	6,860人
総人口に占める割合	4.82%	4.86%	4.96%	5.01%	5.12%	5.14%	5.17%	5.21%
療育手帳所持者数	931人	908人	937人	959人	990人	1,014人	1,059人	1,003人
総人口に占める割合	0.69%	0.67%	0.70%	0.72%	0.74%	0.77%	0.80%	0.76%
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	507人	530人	612人	688人	763人	846人	928人	951人
総人口に占める割合	0.37%	0.39%	0.46%	0.51%	0.57%	0.64%	0.70%	0.72%
計	7,960人	7,989人	8,190人	8,341人	8,556人	8,669人	8,819人	8,814人
総人口に占める割合	5.88%	5.93%	6.11%	6.24%	6.43%	6.54%	6.67%	6.69%
自立支援医療利用者（精神）	1,175人	1,317人	1,361人	1,455人	1,473人	1,845人	1,880人	1,542人
総人口に占める割合	0.87%	0.98%	1.02%	1.09%	1.11%	1.39%	1.42%	1.17%

資料）社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在）
人口は住民基本台帳・外国人登録等（各年度9月30日現在）

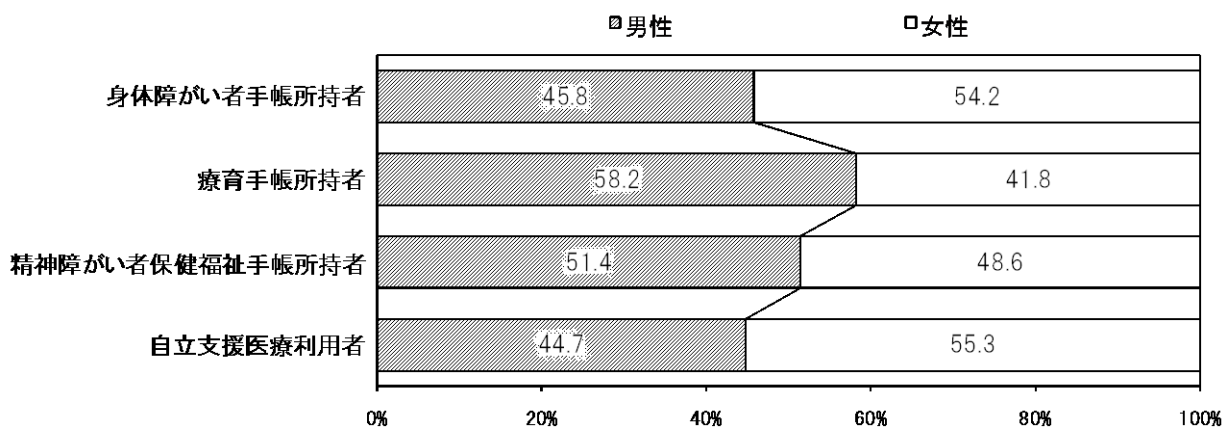
平成25年9月末現在の各手帳所持者、自立支援医療利用者数の性別による内訳は、身体障がい者手帳所持者及び自立支援医療利用者については女性のほうが多く、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者については男性のほうが多くなっています。

【各手帳所持者、自立支援医療利用者数（性別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (平成25年度9月30日現在)

【各手帳所持者、自立支援医療利用者数の構成比（性別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (平成25年度9月30日現在)

(2) 障がい者のいる世帯の状況

障がい者のいる世帯は、各手帳所持者で 7,969 世帯、自立支援医療利用者（精神）で 1,424 世帯となっています。

なお、これらの障がい者のいる世帯の約 4 割は障がい者だけで生活している世帯で、障がい者の単身世帯の割合は、各手帳所持者数及び自立支援医療利用者（精神）のいずれにおいても増加傾向にあります。

【障がい者のいる世帯数】

			障がい者のいる総世帯数				
			計	うち障がい者だけの世帯			
				計	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
各手帳所持者	平成18年7月	世帯(世帯)	6,792	2,341	2,143	190	8
		構成比	100.0%	34.5%	31.6%	2.8%	0.1%
	平成23年8月	世帯(世帯)	7,864	3,051	2,828	214	9
		構成比	100.0%	38.8%	36.0%	2.7%	0.1%
	平成25年9月	世帯(世帯)	7,969	3,203	2,985	207	11
		構成比	100.0%	40.2%	37.5%	2.6%	0.1%
自立支援医療利用者(精神)	平成18年7月	世帯(世帯)	922	322	306	16	0
		構成比	100.0%	34.9%	33.2%	1.7%	0.0%
	平成23年8月	世帯(世帯)	1,381	562	525	35	2
		構成比	100.0%	40.7%	38.0%	2.5%	0.1%
	平成25年9月	世帯(世帯)	1,424	599	570	28	1
		構成比	100.0%	42.1%	40.0%	2.0%	0.1%

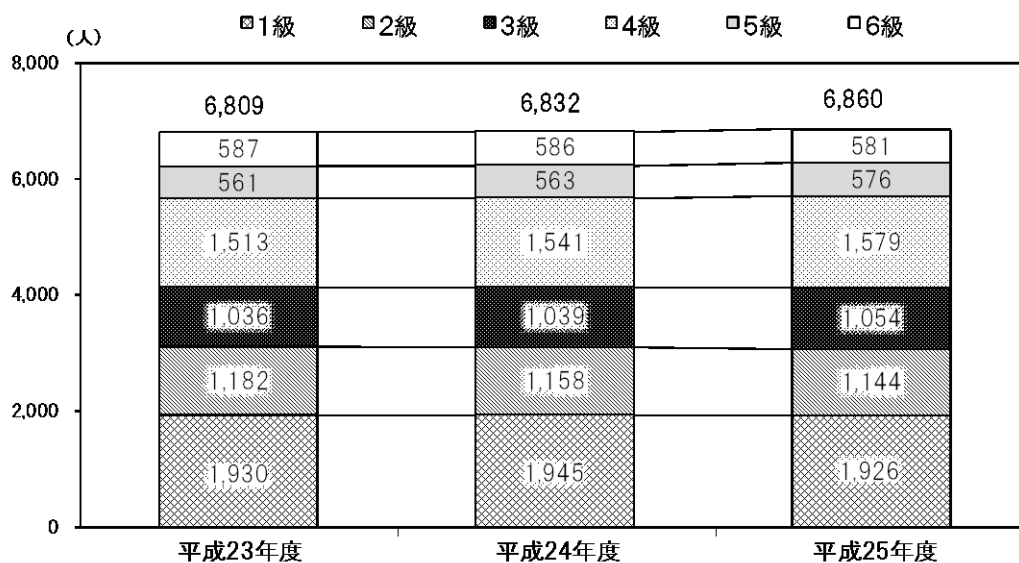
資料) 社会・障がい者福祉課

(3) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあります。等級別にみると、平成25年9月末現在で1～2級の重度者が多く3,070人みられます。

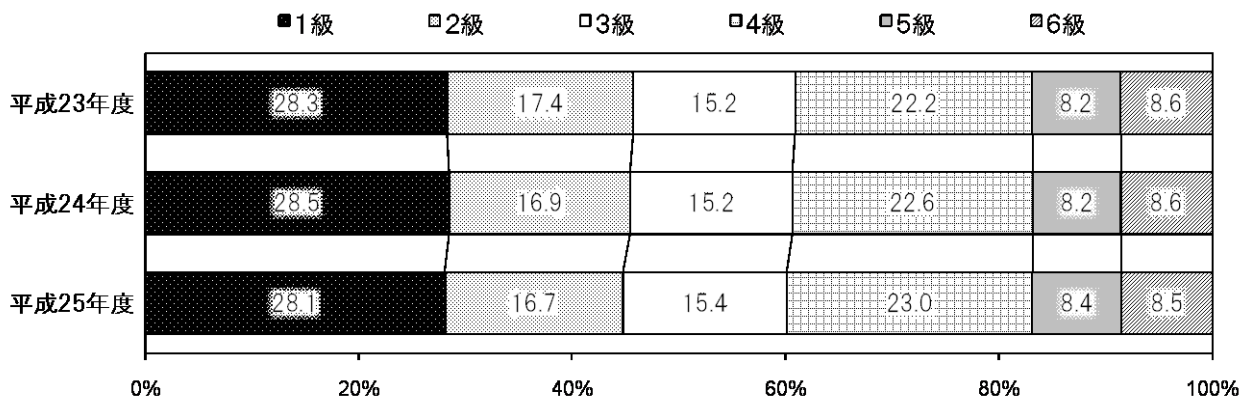
構成比でみると、いずれの年も1～2級の重度者の占める割合が高く4割を超えています。また、3～4級の中度者の割合が年々増加しています。

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



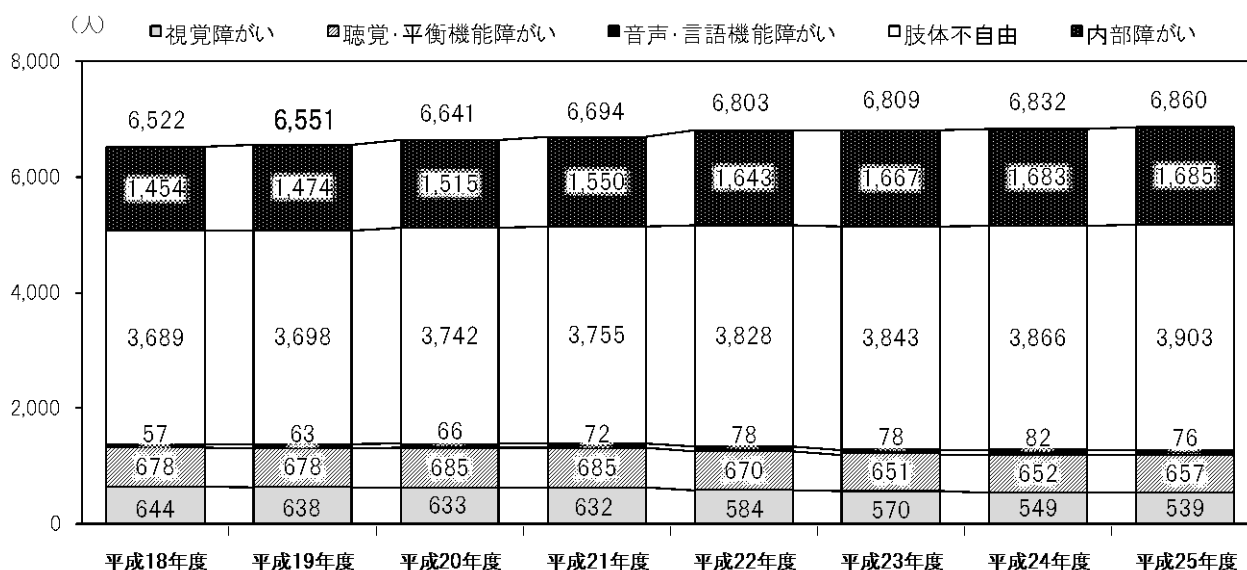
資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成 25 年 9 月末現在の身体障がい者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由*」が 3,903 人で最も多く、次いで「内部障がい*」(1,685 人)、「聴覚・平衡機能障がい」(657 人)「視覚障がい」(539 人)、「音声・言語機能障がい」(76 人)となっています。

障がいの種類別の推移でみると、「音声・言語機能障がい」、「肢体不自由」、「内部障がい」は増加傾向にあり、「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」は減少傾向にあります。

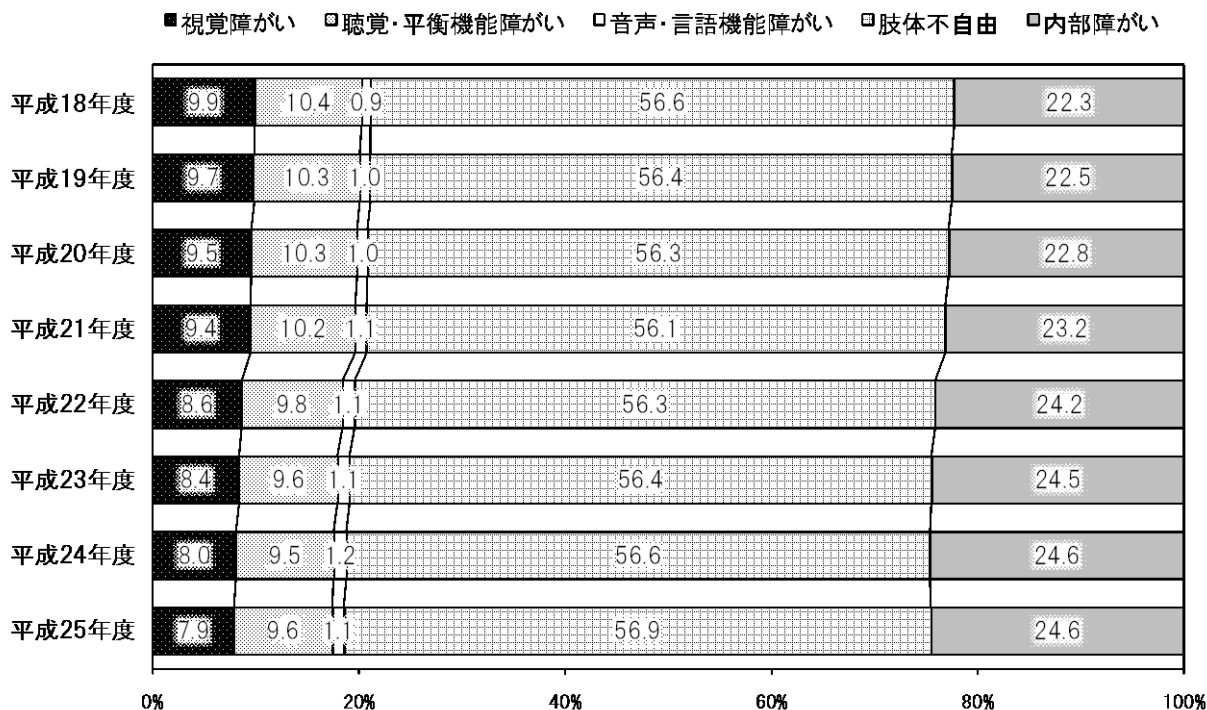
障がいの種類別構成比の推移でみると、「内部障がい」が年々増加しています。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）構成比の推移】



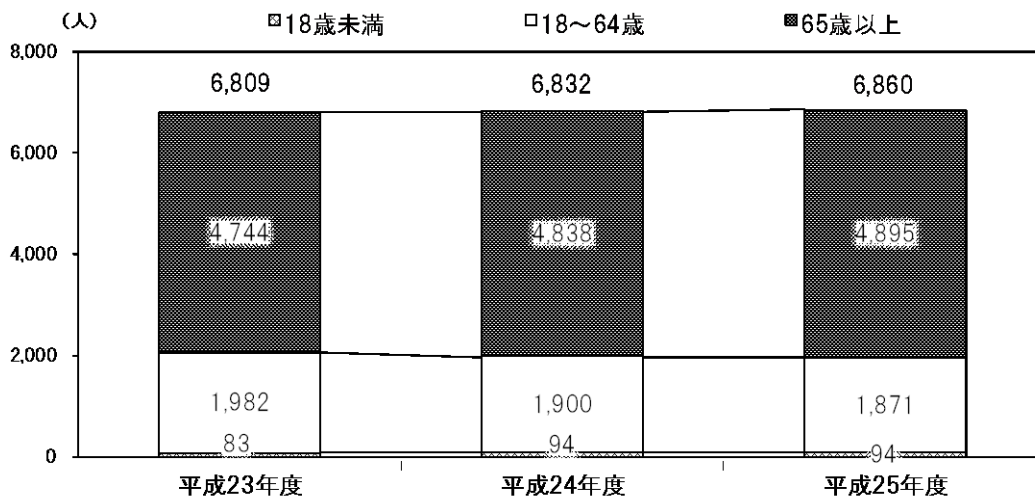
資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年度9月末現在の身体障がい者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は94人、「18～64歳」は1,871人、「65歳以上」は4,895人となっています。

年齢別の推移でみると、「18～64歳」は減少傾向がみられます。

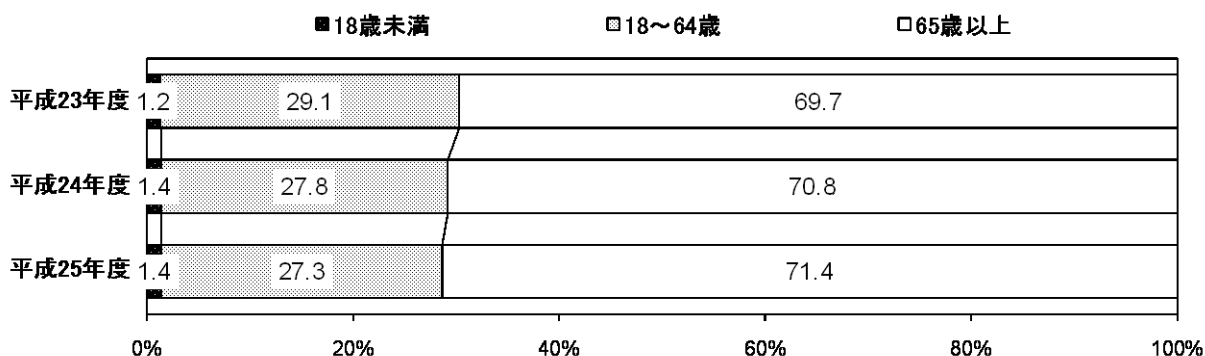
年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「65歳以上」が7割前後を占めており、増加傾向にあります。

【身体障がい者手帳所持者数（年齢別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【身体障がい者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年9月末現在の障がいの等級を障がい種類別にみると、聴覚・平衡機能障がいは6級、内部障がいは1級が目立って多くなっていますが、それ以外の障がい種類では1つの等級に偏る傾向はなく、障がいの種類によって等級の分布に違いがみられます。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別等級別）】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	150	174	36	37	79	63	539
聴覚・平衡機能障がい	49	141	85	104	3	275	657
音声・言語機能障がい	1	1	39	35	-	-	76
肢体不自由	643	822	672	1,029	494	243	3,903
内部障がい ^(注)	1,083	6	222	374	-	-	1,685
合計	1,926	1,144	1,054	1,579	576	581	6,860

(注) 内部障がい＝心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の各機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

資料) 社会・障がい者福祉課(平成25年度9月30日現在)

同じく、平成25年9月末現在の年齢3区分を障がい種類別にみると、音声・言語機能障がいでは「18～64歳」が、それ以外では「65歳以上」が最も多くなっています。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別年齢3区分別）】

(人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	4	127	408	539
聴覚・平衡機能障がい	14	118	525	657
音声・言語機能障がい	1	39	36	76
肢体不自由	59	1,118	2,726	3,903
内部障がい	16	469	1,200	1,685
合計	94	1,871	4,895	6,860

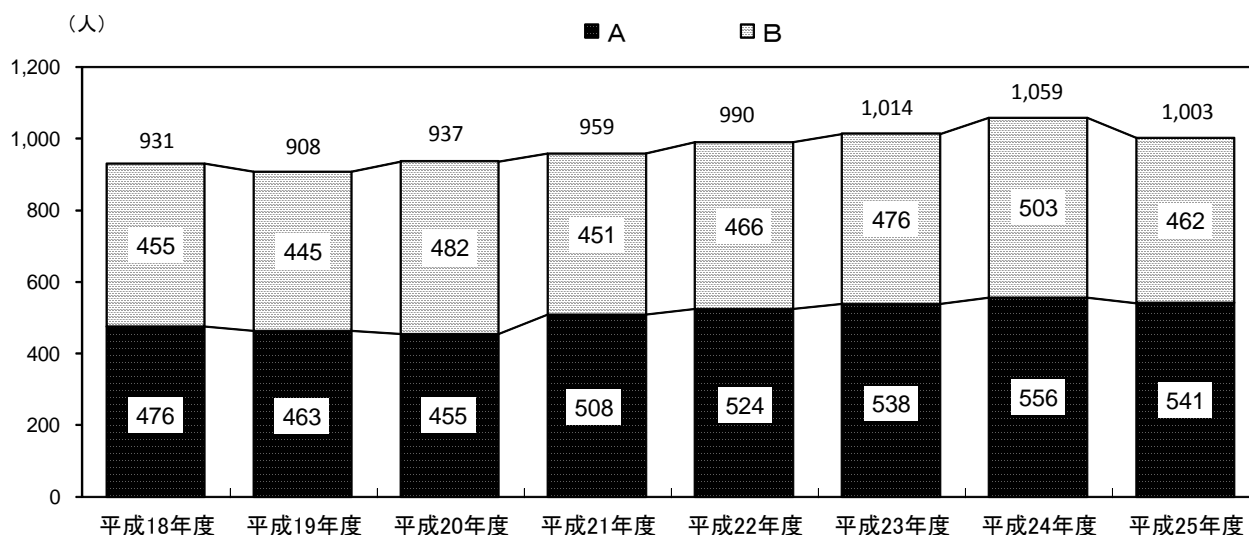
資料) 社会・障がい者福祉課(平成25年度9月30日現在)

(4) 知的障がい者の状況

平成25年9月末現在の療育手帳所持者は1,003人（「療育手帳A」541人、「療育手帳B」462人）となっており、年々増加傾向にあります。

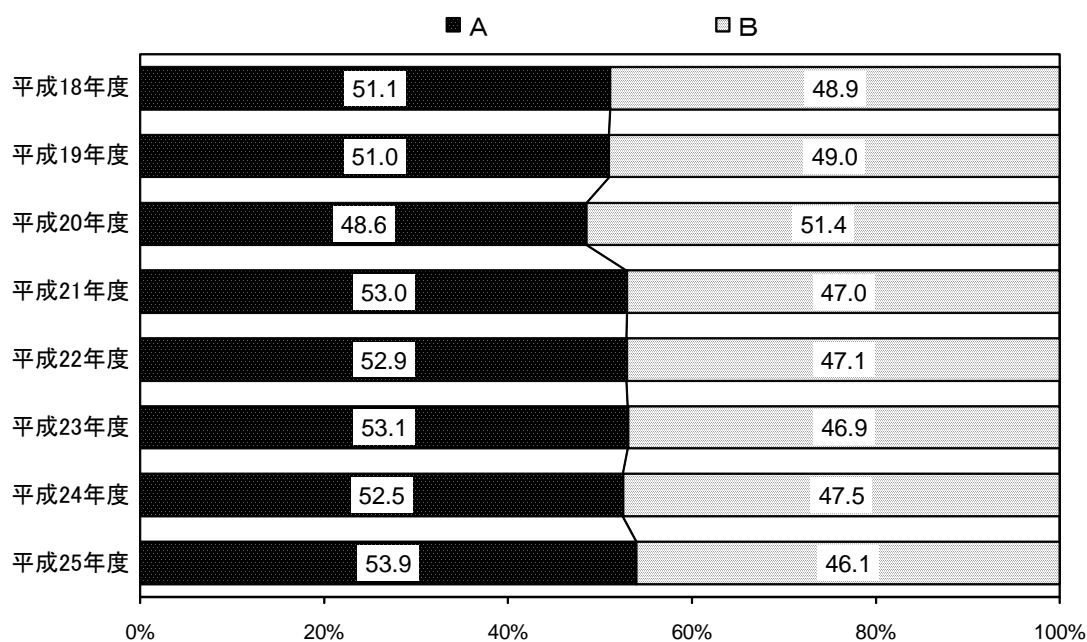
等級別構成比の推移でみると、いずれの年度も「療育手帳A」が「療育手帳B」をやや上回り、年々その傾向は高くなっています。

【療育手帳所持者（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【療育手帳所持者（等級別）構成比の推移】

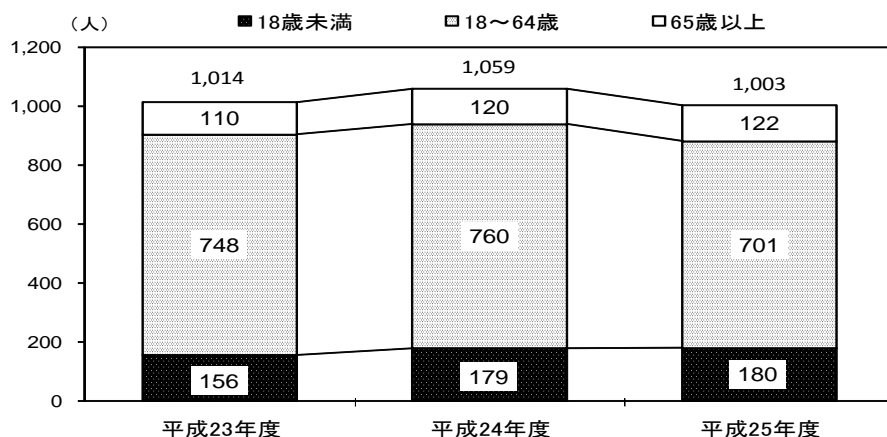


資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年9月末現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は180人、「18歳～64歳」は701人、「65歳以上」は122人となっています。

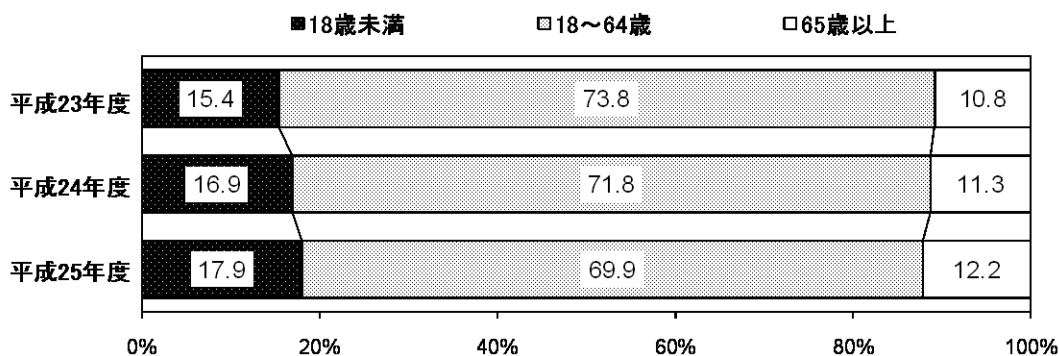
年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「18～64歳」が7割前後を占めています。また、「18歳未満」及び「65歳以上」は増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【療育手帳所持者数（年齢別）構成比の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年9月末現在の年齢構成を等級別にみると、療育手帳A、療育手帳Bのいずれも「18歳以上」が7割以上を占めています。

【療育手帳所持者数（等級別年齢別）】

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A	70	381	90	541
B	110	320	32	462
合計	180	701	122	1,003

資料) 社会・障がい者福祉課 (平成25年度9月30日現在)

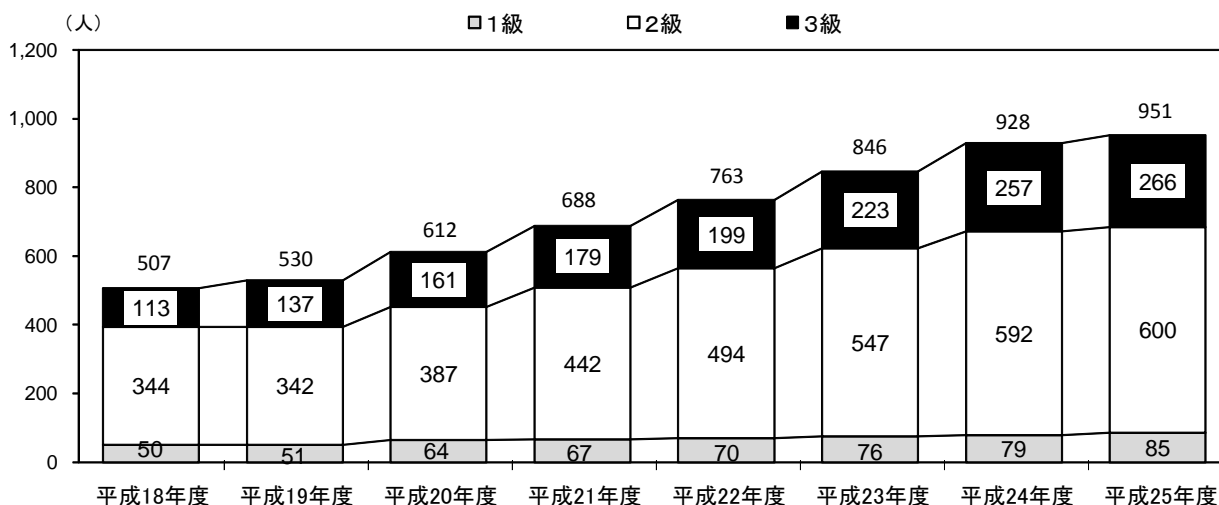
(5) 精神障がい者の状況

平成25年9月末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者は951人（「1級」85人、「2級」600人、「3級」266人）となっており、年々増加しています。

等級別の推移をみると、すべての等級において増加傾向にあります。

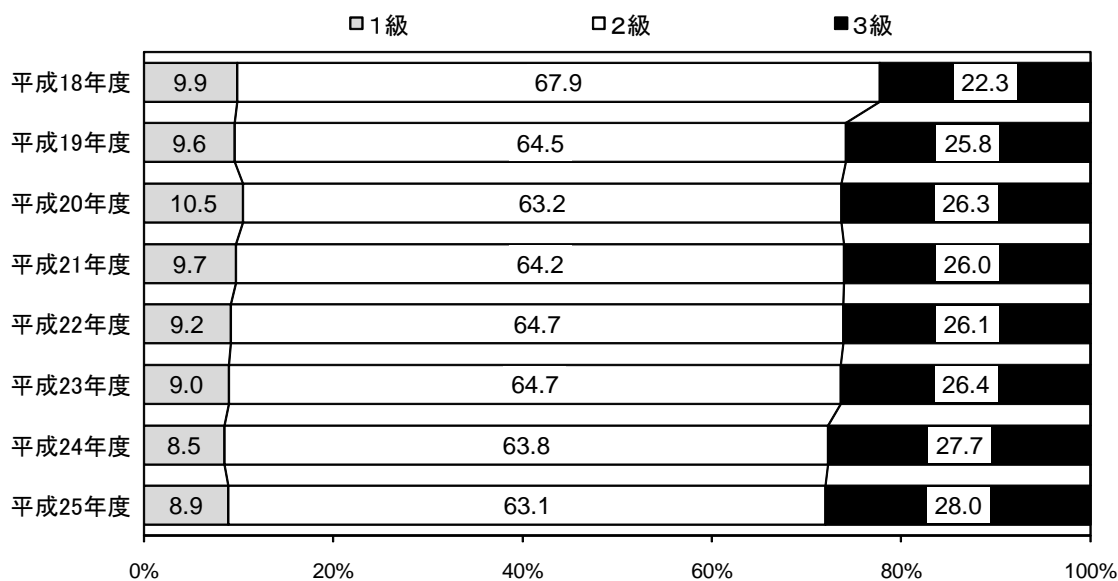
等級別構成比の推移をみると、いずれの年度も「2級」が6割台を占めています。「1級」、「2級」は減少傾向、「3級」は増加傾向にあります。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【精神障がい者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別年齢別）】

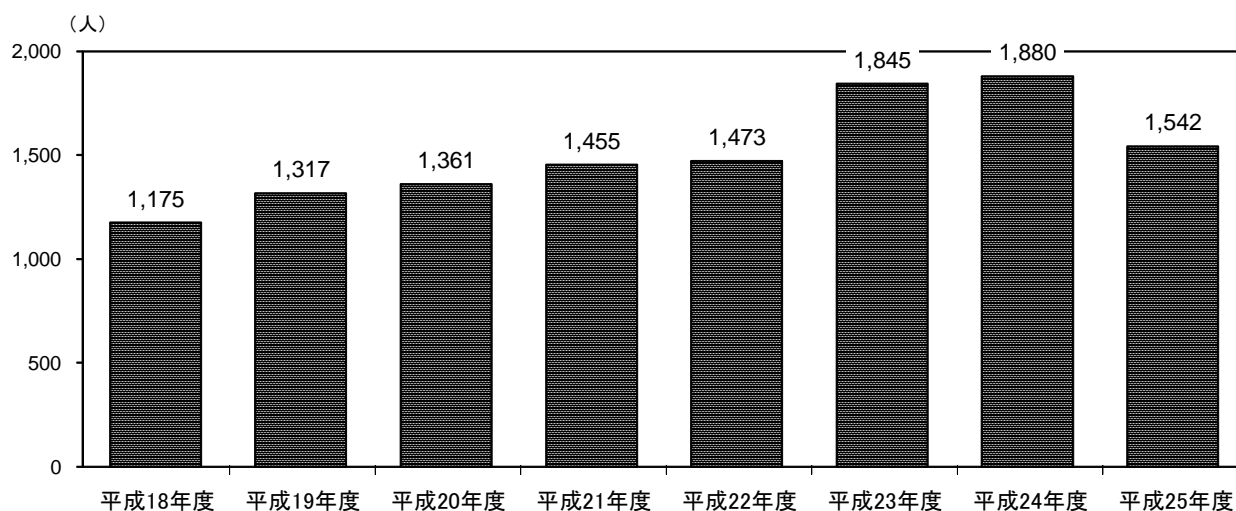
(人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	0	49	36	85
2級	4	498	98	600
3級	8	215	43	266
合計	12	762	177	951

資料) 社会・障がい者福祉課(平成25年9月30日現在)

自立支援医療（精神）の利用者数は、平成18年度の1,175人から平成24年度の1,880人と705人増加しており、増加傾向にあります。

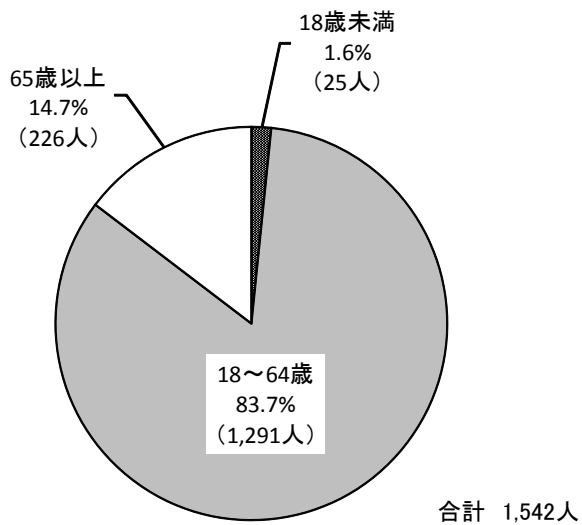
【自立支援医療（精神）利用者数の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成 25 年 9 月末現在の年齢構成をみると、「18～64 歳」が 8 割以上を占めています。

【年齢別自立支援医療（精神）利用者数】

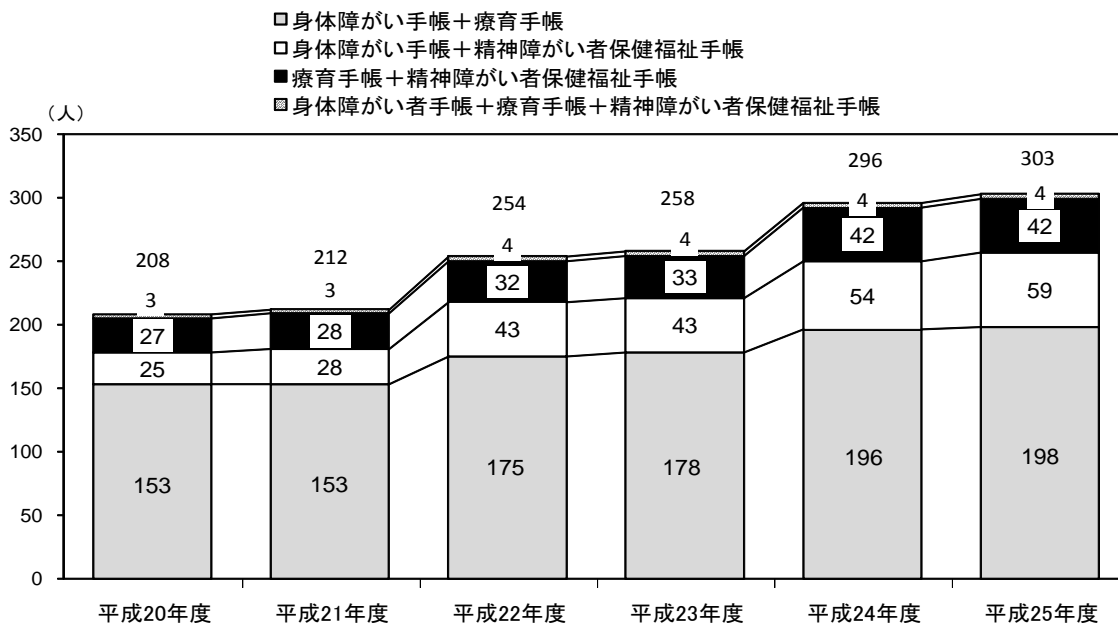


資料) 社会・障がい者福祉課 (平成25年9月30日現在)

(6) 重複障がい者の状況

平成 25 年 9 月末現在、複数の障がい者手帳所持者は 303 人となっており、「身体障がい者手帳＋療育手帳」所持者が 198 名と、全体の 6 割以上を占めています。
 複数障がい者手帳所持者の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。

【複数手帳所持者の推移】

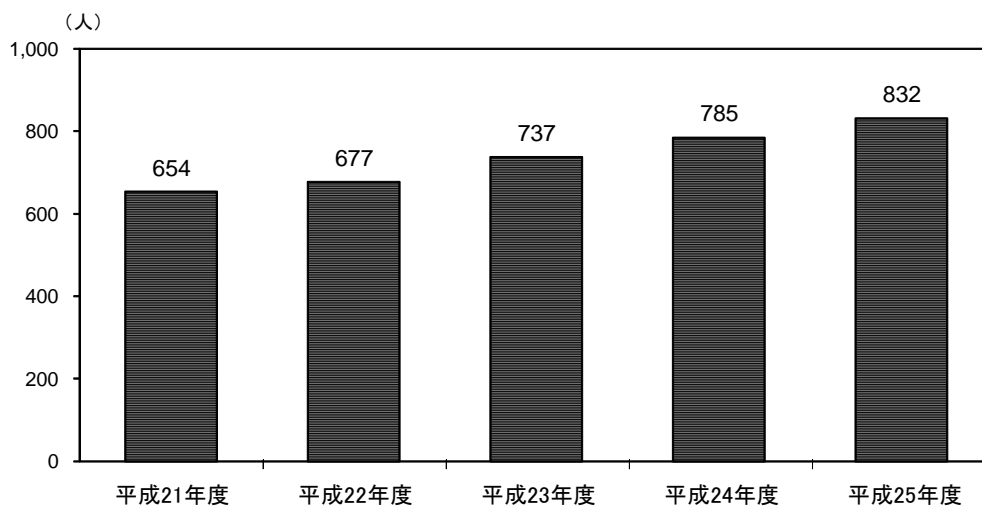


資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

(7) 特定疾患医療受給者証所持者数の状況

平成25年4月から施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれることになりました。難病のうち、医療費の公費助成の対象となる特定疾患の方については、平成25年4月1日現在では832人となっており、増加傾向にあります。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】



資料) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(各年度4月1日現在)

(8) 障がい児の状況

①保育の状況

障がい児保育・教育の状況をみると、平成24年度末現在、保育所に在籍している障がい児(障がい者手帳を所持している児童)は13人、加配保育士数は14人となっています。

【保育所における障がい児の在籍状況】

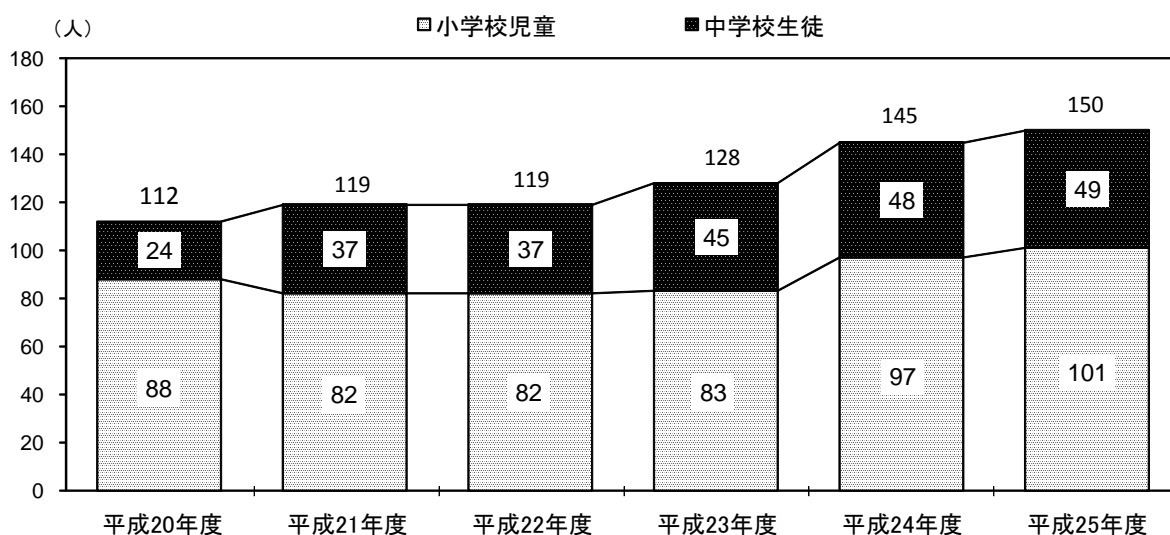
	1歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
在籍児童数(人)	895	562	561	612	545	-	3,175
在籍障がい児数(人)	-	4	5	1	3	-	13
加配保育士数(人)	-	2	5	2	5	-	14

資料)子育て支援課(平成24年度末現在)

②就学状況

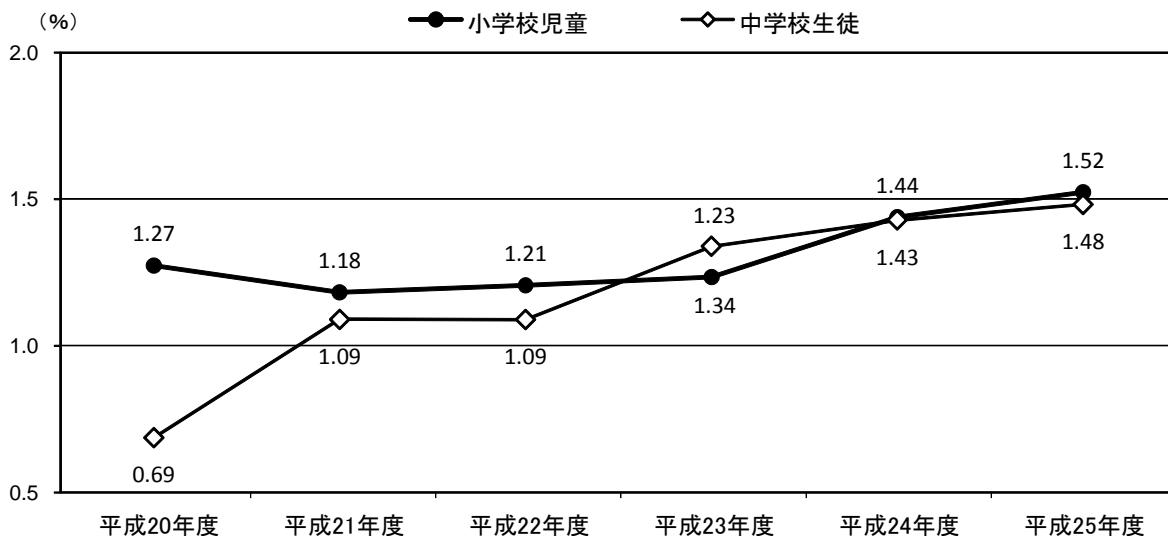
平成25年5月1日現在、飯塚市の小・中学校における特別支援学級*児童・生徒数は小学校児童101人、中学校生徒49人であり、児童・生徒の数は増加傾向にあります。また、児童・生徒全体に占める特別支援学級児童・生徒の割合をみると、いずれも増加傾向にあるものの、中学校生徒の割合の増加が目立っています。

【特別支援学級在籍児童・生徒数の推移】



資料)学校教育課(各年5月1日現在)

【特別支援学級在籍児童・生徒数の割合の推移】



資料) 学校教育課 (各年5月1日現在)

平成 24 年度末現在、飯塚市内において特別支援学級の設置校数は小学校 21 校、中学校 12 校の計 33 校となっています。また、通級指導教室*数は小学校 2 教室、中学校 1 教室です。

平成 25 年 4 月 1 日現在の放課後児童クラブ*における障がい児の在籍状況は 63 人で、全児童の 3.8%となっています。

【特別支援学級設置状況】

	設置校数	学級数		児童・生徒数
		種類	数	
小学校	21	肢体不自由	3	3
		知的障がい	20	69
		自閉症・情緒障がい	11	35
中学校	12	肢体不自由		
		知的障がい	9	27
		自閉症*・情緒障がい	7	22
合計	33	50		156

資料) 学校教育課 (平成24年度末現在)

【通級指導教室設置状況】

	設置校数	教室数	通級指導に係る 児童・生徒数
小学校	2	2	22
中学校	1	1	5

資料) 学校教育課(平成24年度末現在)

【放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
在籍児童数(人)	482	503	401	231	33	25	1,675
在籍障がい児数(人)	12	23	5	13	3	7	63
在籍箇所数(箇所)	7	13	5	10	3	7	

資料) こども育成課(平成25年4月1日現在)

(9) 発達障がい*の状況

平成24年度に飯塚市保健センターで実施している保育所、幼稚園等の巡回相談において、個別相談に至った児童は93人となっています。

【巡回相談の結果、個別相談に至った児童数】

(人)

個別相談後の対応	3歳未満児	3歳児 (年度中に 4歳到達)	4歳児 (年度中に 5歳到達)	5歳児 (年度中に 6歳到達)	計
療育関連施設への紹介	-	2	6	2	10
就学支援	-	-	-	17	17
継続フォロー(見守り)	2	7	16	5	30
その他のアドバイス等	1	10	12	13	36
計	3	19	34	37	93

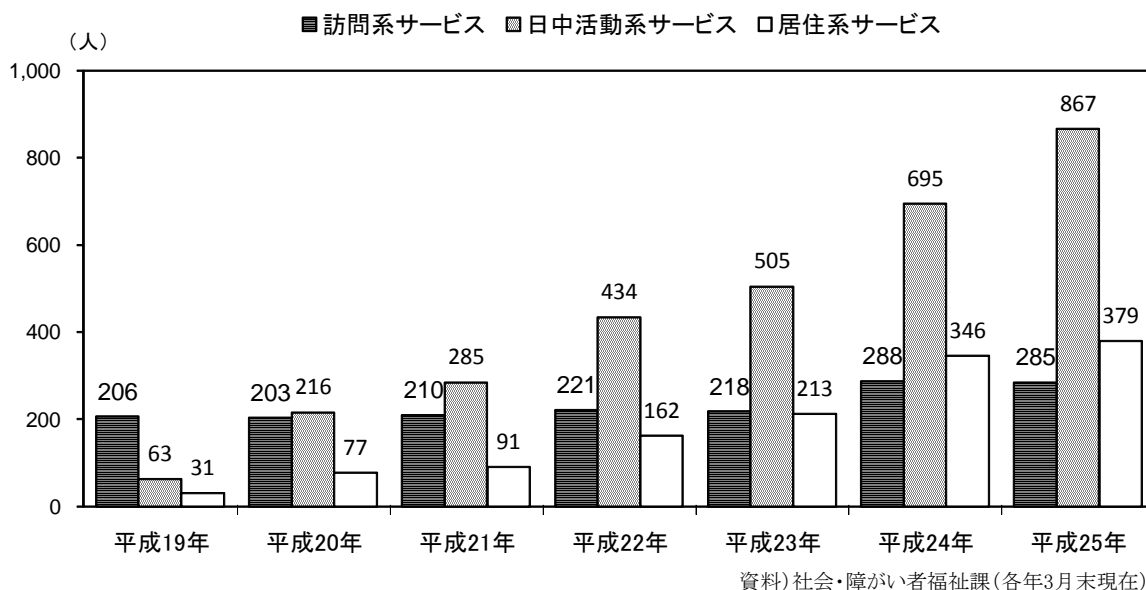
資料) 保健センター(平成24年度実施分)

(10) 障がい福祉サービス等の状況

①障がい福祉サービスの状況

障がい福祉サービスの利用者数は、平成 25 年 3 月現在、訪問系サービス：285 人、日中活動系サービス：867 人、居住系サービス：379 人となっています。いずれのサービスも増加傾向にありますが、日中活動系サービスの伸びが顕著です。

【障がい福祉サービス利用状況の推移】



【訪問系サービスの状況】

	サービスの種類	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
利用人数 (人)	居宅介護	206	213	209	252	251
	重度訪問介護	3	5	6	7	7
	同行援護	—	—	—	27	24
	行動援護	1	3	3	2	3
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0
利用時間数 (時間)	居宅介護	3729.5	3828.0	4007.0	4812.5	4562.0
	重度訪問介護	94.0	212.0	286.5	301.0	332.0
	同行援護	—	—	—	361.5	333.0
	行動援護	20.0	28.0	35.5	31.5	41.0
	重度障がい者等包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1人当たり利用時間数 (時間/人)	居宅介護	18.10	17.97	19.17	19.10	18.18
	重度訪問介護	31.33	42.40	47.75	43.00	47.43
	同行援護	—	—	—	13.39	13.88
	行動援護	20.00	9.33	11.83	15.75	13.67
	重度障がい者等包括支援	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

資料) 社会・障がい者福祉課

【日中活動系サービスの状況】

	サービスの種類	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
利用人数 (人)	生活介護	92	151	197	336	402
	自立訓練(機能訓練)	3	3	6	4	4
	自立訓練(生活訓練)	7	16	27	22	17
	就労移行支援	16	37	23	37	43
	就労継続支援A型	0	5	9	17	8
	就労継続支援B型	97	126	142	160	191
	療養介護	2	2	2	1	26
	児童デイサービス※	49	61	65	88	126
	短期入所	19	33	34	30	50
利用日数 (日)	生活介護	1659	2969	3955	6785	8054
	自立訓練(機能訓練)	43	40	61	47	29
	自立訓練(生活訓練)	115	333	528	449	350
	就労移行支援	302	394	447	625	768
	就労継続支援A型	0	114	202	328	179
	就労継続支援B型	1808	2102	2596	2943	3470
	療養介護	61	62	62	31	806
	児童デイサービス※	304	366	360	647	1216
	短期入所	134	256	221	206	236
1人当たり利用日数 (日/人)	生活介護	18.03	19.66	20.08	20.19	20.03
	自立訓練(機能訓練)	14.33	13.33	10.17	11.75	7.25
	自立訓練(生活訓練)	16.43	20.81	19.56	20.41	20.59
	就労移行支援	18.88	10.65	19.43	16.89	17.86
	就労継続支援A型	0.00	22.80	22.44	19.29	22.38
	就労継続支援B型	18.64	16.68	18.28	18.39	18.17
	療養介護	30.50	31.00	31.00	31.00	31.00
	児童デイサービス※	6.20	6.00	5.54	7.35	9.65
	短期入所	7.05	7.76	6.50	6.87	4.72

※平成24年度から「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」として児童福祉法体系下に再編

資料) 社会・障がい者福祉課

【居住系サービスの状況】

	サービスの種類	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
利用人数 (人)	共同生活援助(グループホーム)	41	47	52	58	67
	共同生活介護(ケアホーム)	21	39	62	68	72
	施設入所支援	29	76	99	220	240

資料) 社会・障がい者福祉課

②障がい福祉サービス等指定事業所の状況

飯塚圏域における障がい福祉サービス指定事業所数は、特に日中活動系サービスにおいて増加傾向にあります。

地域生活支援事業については、移動支援事業を実施する事業所が最も多くなっています。

【障がい福祉サービス指定事業所数の推移①】

事業の種類			平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
訪問系サービス	居宅介護	飯塚圏域	69	68	73	73	71
		飯塚市内	48	47	54	55	52
	重度訪問介護	飯塚圏域	67	62	66	66	55
		飯塚市内	46	41	47	48	37
	同行援護	飯塚圏域	-	-	-	12	18
		飯塚市内	-	-	-	10	14
	行動援護	飯塚圏域	1	1	1	1	1
		飯塚市内	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	飯塚圏域	0	0	0	0	0	
	飯塚市内	0	0	0	0	0	
日中活動系サービス	生活介護	飯塚圏域	12	12	12	22	28
		飯塚市内	8	9	9	12	16
	自立訓練(機能訓練)	飯塚圏域	1	1	1	1	1
		飯塚市内	1	1	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	飯塚圏域	4	3	5	5	4
		飯塚市内	3	2	2	2	2
	就労移行支援(一般型)	飯塚圏域	4	4	5	6	8
		飯塚市内	2	2	2	3	4
	就労移行支援(資格型)	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0
	就労継続支援(A型)	飯塚圏域	1	2	2	2	2
		飯塚市内	0	0	0	0	0
	就労継続支援(B型)	飯塚圏域	11	11	12	18	22
		飯塚市内	4	4	6	6	7
	療養介護	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0
児童デイサービス	飯塚圏域	3	3	3	4	-	
	飯塚市内	2	2	2	3	-	
短期入所	飯塚圏域	14	15	15	16	16	
	飯塚市内	9	9	9	9	9	
居住支援	共同生活援助(グループホーム)	飯塚圏域	16	20	22	25	26
		飯塚市内	9	9	8	9	11
	共同生活介護(ケアホーム)	飯塚圏域	11	11	16	18	19
		飯塚市内	4	4	5	6	8
	施設入所支援	飯塚圏域	4	4	5	14	15
		飯塚市内	3	3	4	7	8
	宿泊型自立訓練	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0

【障がい福祉サービス指定事業所数の推移②】

事業の種類			平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
旧法施設支援	旧法施設(通所)	飯塚圏域	2	2	2	2	-
		飯塚市内	1	1	1	1	-
	旧法施設(入所)	飯塚圏域	11	10	10	1	-
		飯塚市内	5	4	4	1	-
	旧法施設(入所施設の通所部)	飯塚圏域	5	4	3	1	-
		飯塚市内	2	1	1	1	-
通勤寮	飯塚圏域	0	0	0	0	-	
	飯塚市内	0	0	0	0	-	
障がい児支援	障がい児入所施設(福祉型)	飯塚圏域	1	1	1	1	1
		飯塚市内	1	1	1	1	1
	障がい児入所施設(医療型)	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0
	児童発達支援センター(福祉型)	飯塚圏域	-	-	-	-	2
		飯塚市内	-	-	-	-	2
	児童発達支援センター(医療型)	飯塚圏域	-	-	-	-	0
		飯塚市内	-	-	-	-	0
	児童発達支援事業所	飯塚圏域	-	-	-	-	5
		飯塚市内	-	-	-	-	4
	放課後等デイサービス事業所	飯塚圏域	-	-	-	-	5
		飯塚市内	-	-	-	-	4
保育所等訪問支援事業所	飯塚圏域	-	-	-	-	1	
	飯塚市内	-	-	-	-	1	

【指定地域生活支援事業所数の推移】

事業の種類	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
相談支援事業(委託先事業者数)	4	4	4	5	5
移動支援事業	41	48	56	58	61
日中一時支援事業	30	31	32	34	36
訪問入浴サービス事業	2	2	2	2	2
生活サポート事業	1	1	1	1	1

資料)社会・障がい者福祉課

(11) 相談支援事業の状況

障がい者生活支援センターが受けている相談件数はほぼ同程度で推移しており、相談内容としては、「日常生活に関する相談」「福祉サービスに関する相談」の数が多くなっています。

【障がい者生活支援センターの相談者数及び相談件数の推移】

		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度
		H22.4～7月	H22.8～11月	H22.12～H23.3月	H23.4～7月	H23.8～11月	H23.12～H24.3月	H24.4～7月	H24.8～11月	H24.12～H25.3月	H25.4～7月
センター設置箇所数		4	4	4	5	5	5	5	5	5	5
相談者数(人)		723	931	775	1,083	1,101	927	1,022	944	975	946
相談件数(件)		954	1,161	975	1,306	1,485	1,212	1,354	1,218	1,261	1,283
相談内容(件)	1 発達に関する相談	30	23	25	65	71	68	72	46	65	62
	2 障がいに関する相談	38	26	20	29	39	27	31	44	65	43
	3 病気に関する相談	80	156	107	119	183	144	171	117	139	128
	4 日常生活に関する相談	192	274	205	280	295	280	302	298	300	279
	5 人間関係に関する相談	71	63	43	55	66	55	80	49	47	54
	6 就学に関する相談	4	7	5	14	18	16	23	19	28	20
	7 就労に関する相談	41	50	33	59	51	35	47	48	33	31
	8 福祉サービスに関する相談	366	418	381	530	558	453	460	454	446	489
	9 年金受給に関する相談	13	31	37	42	26	20	27	18	24	33
	10 経済的な問題に関する相談	45	54	49	46	76	42	53	36	41	48
	11 利用者負担に関する相談	6	1	4	4	2	2	1	2	4	4
	12 住居に関する相談	23	19	37	30	41	35	28	23	26	33
	13 成年後見制度相談	4	2	0	2	3	5	6	11	6	9
	14 その他	41	37	29	31	56	30	53	53	37	50

注)各センターで受け付けた全体の人数及び件数を合計したもの(飯塚市外の相談者を含む)

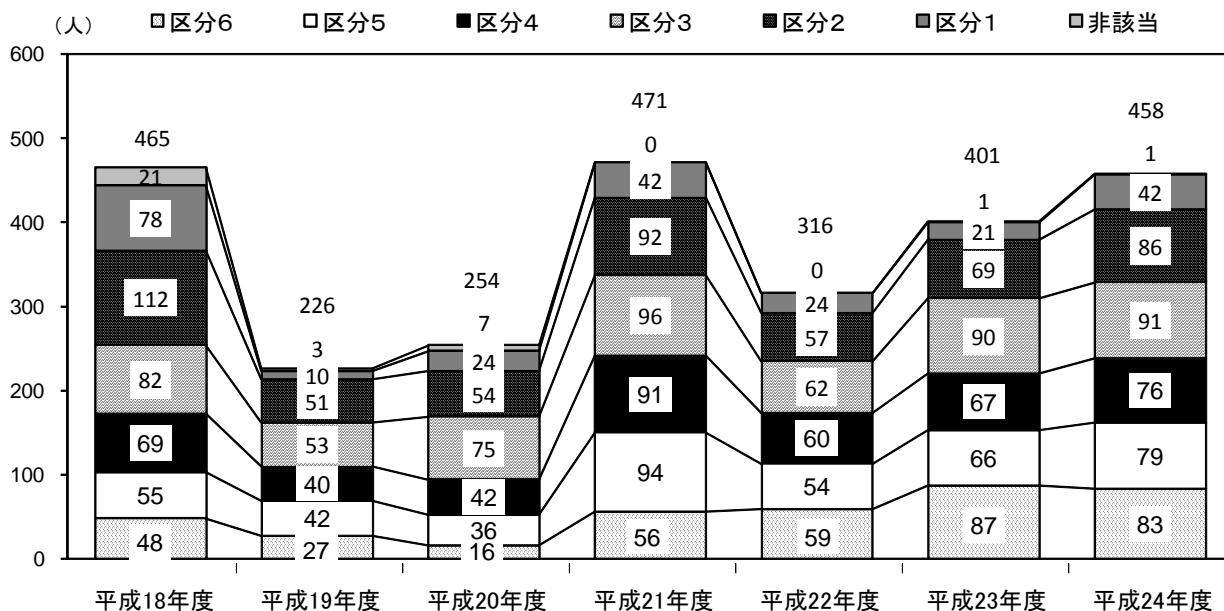
(12) 障がい程度区分*認定者数の状況^(注)

障がい程度区分の認定状況を3障がいの合計で見ると、平成18年度においては区分1から3の認定が多くみられましたが、平成22年度以降においては区分2以上がほぼ均等に認定されています。初年度（平成18年度）とその更新時期にあたる3年後の平成21年度が多くなっています。

障がい程度区分別認定者数構成比の推移をみると、平成24年度末現在、区分2～6においては、ほぼ同じ割合となっています。

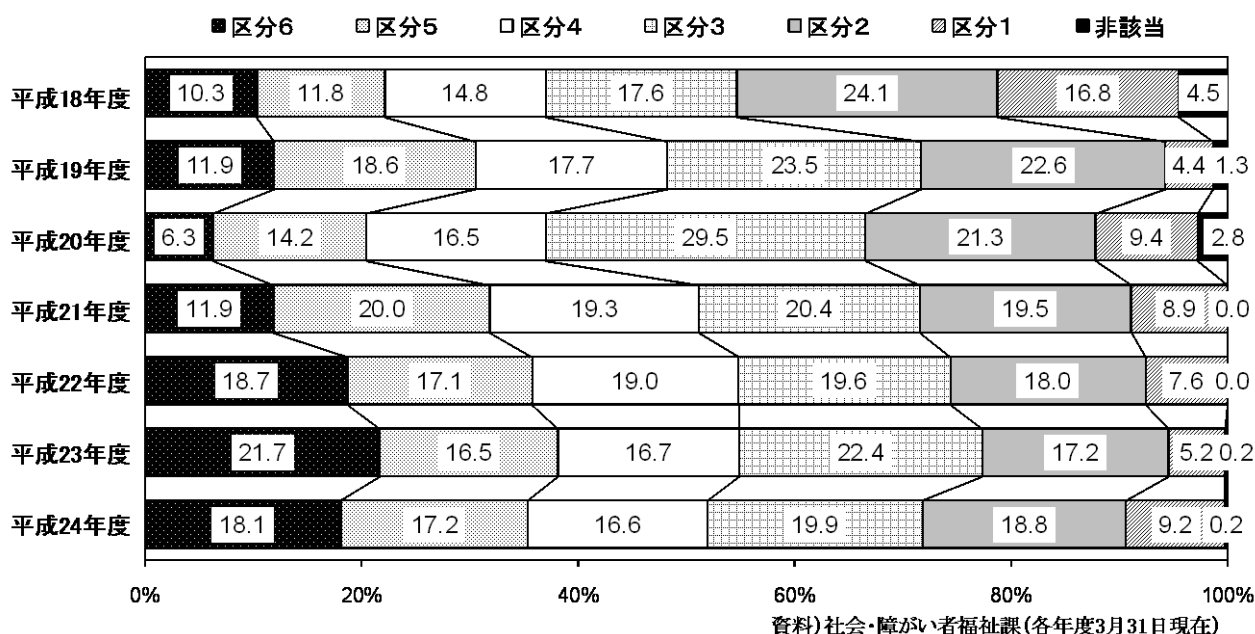
(注)障害者総合支援法の施行により、「障がい程度区分」の用語は平成26年4月から「障がい支援区分*」に改められています。

【障がい程度区分認定者数の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在)

【障がい程度区分認定者数構成比の推移】



障がい別に見ると、身体障がい者には特に偏りは見られませんが、知的障がい者では区分3以上が、精神障がい者では区分3以下が多くなっています。

【障がい程度区分認定者数（障がい別）の推移】

	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神
区分6	16	7	9	0	56	32	23	1	59	21	37	1	87	42	43	2	83	44	38	1
区分5	36	11	24	1	94	35	52	7	54	12	35	7	66	22	42	2	79	28	48	3
区分4	42	13	28	1	91	35	44	12	60	15	32	13	67	15	40	12	76	24	40	12
区分3	75	24	35	16	96	29	39	28	62	22	18	22	90	21	32	37	91	29	29	33
区分2	54	16	16	22	92	36	24	32	57	21	10	26	69	25	18	26	86	30	18	38
区分1	24	8	3	13	42	19	9	14	24	9	4	11	21	6	2	13	42	17	6	19
非該当	7	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
計	254	85	115	54	471	186	191	94	316	100	136	80	401	132	177	92	458	173	179	106

資料) 社会・障がい者福祉課(各年3月31日現在)

1. 基本理念

平成 24 年度から 25 年度までの 2 年間を計画期間とする第 2 期飯塚市障がい者(福祉)計画は、平成 25 年度からの障害者総合支援法等の新たな障がい者福祉制度に基づいた計画の策定に取り組むまでの経過的な性質のものとして、原則的に平成 23 年度までの第 1 期計画の枠組みを継承しながらも、その時点での法改正等の動向を反映させ、飯塚市における障がい者一人ひとりの人権が尊重された障がい者施策の基本的方向性を定める計画として策定されました。このため、第 2 期計画においては平成 23 年 8 月に改正された現行の障害者基本法に規定された法の理念にのっとり、「障がい者の人権尊重と正しい理解の促進」「障がい者の自立と社会参加の促進」「誰もが暮らしやすいまちづくりの推進」という 3 つの基本目標を掲げ、関係施策を推進してきたところです。

第 2 期計画の実施からこれまでの間に、障がい者施策を考える上で特徴的な考え方が示されています。それは、「日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄(=社会的障壁)によって困っている障がい者が存在し、それを除去する負担が大きすぎない時は、障がい者が社会参加を実現し、能力を発揮できる環境を整備するための配慮(=合理的配慮)をしなければならない」という考え方です。

よって、本市の第 3 期計画においては、基本的には第 2 期計画の方向性を継承しながら、改正障害者基本法及び第 3 次障害者基本計画に示された考え方である「社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮」を行う視点に立って、本市の障がい者施策のあり方を定めることとします。

さらに、平成 25 年 8 月に実施した障がい者等実態調査(アンケート調査及びヒアリング調査)では、障がい者に関する正しい理解を市民一人ひとりに浸透させるため、啓発等に係る一層の取組みが必要であるという声が多く寄せられました。

以上のようなことから、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会*づくりを目指して、計画の基本理念を「**障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり**」とします。

この「共生」をキーワードとした基本理念のもとに、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会づくりを目指します。

<基本理念>

**障がいのある人もない人も
ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり**

2. 基本目標

計画の基本理念に掲げた「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標に基づき、様々な施策を展開していきます。

(1) 「障がい者に関する正しい理解の促進」

あらゆる機会を通じて障がい者理解のための広報啓発や教育を行い、市民一人ひとりが、地域でともに暮らす仲間として障がい者を正しく理解し、接することができるよう、「心のバリアフリー」を進めます。

(2) 「障がい者の権利の擁護」

障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現をめざそうとする活動を制限したり、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利を守るためのあらゆる方策を推進します。

(3) 「障がい者の自立と社会参加の促進」

企業や学校、地域社会等の様々な関係機関・団体と協働しながら、すべての障がい者が自らの選択によって、就労や余暇活動等のあらゆる社会活動に積極的に参加できるよう、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及びニーズに応じた支援の充実に取り組みます。

(4) 「生活環境におけるバリアフリー化の推進」

「障がい者にとって住みよいまち、すべての人にとって住みよいまちである」という認識にたち、公共交通機関や民間施設とも連携して、バリアフリーやユニバーサルデザイン*の視点に基づいた市民誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。また、障がい者がその意思に基づき、円滑に必要な情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができる環境づくりに努めます。

3. 施策推進のための「横断的視点」

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために取り組む施策の各分野には、共通する取り組みの視点があります。これを「横断的視点」として整理し、この視点からのアプローチと合わせて各分野関係施策を推進します。

(1) 障がい者を支えるひとづくり

障がいの有無にかかわらず「ひと」は、地域での日常生活、教育、就労、余暇活動など、さまざまな場面で多くの「ひと」と関わりを持って暮らしています。しかしながら、障がいのある人が障がいのない人と同じようにあらゆる分野の活動に参加するためには、「社会的障壁」を取り除く配慮について市民の協力を得ていく必要があります。そのため、障がいについての理解を深め、行動を起こすことのできる「ひと」を育てていくことが、障がい者の地域での自立と社会参加を促進することにつながります。

身近な地域においては、普段の生活の中で関わりを持ちながら必要な支援につなげていく人材の確保・育成が必要です。

また、多様化する障がい者のニーズに適切に対応するため、サービス事業者をはじめとした関係機関等における専門職の資質向上を図ることが求められます。なかでも、すべての市職員がそれぞれの部署で障がい者に対して適切に行政サービスを提供できるよう、研修等を充実させることが必要です。

障がい者が地域で生活するためには、行政やサービス事業所等の専門職による支援だけでなく、ボランティアによる日常的できめ細かな支援がたいへん重要な役割を果たしています。従って、市民に対してボランティア活動に関する知識の普及に努め、ボランティア活動に従事する人材を増やすとともに、関係機関と連携して各種ボランティア団体の活動を支援していくことが必要です。

上記のようなさまざまな場面におけるひとづくりを通して、市民一人ひとりが障がい者に関する理解を深め、共生社会を構成する一員として互いに尊重される地域をつくるのが大切です。

①地域で活動する人材の育成と連携

- 民生委員・児童委員*、福祉委員*等による見守りをはじめとする地域の支援活動を促進します。
- 障がい者が身近な地域で生活面のさまざまなことを相談できる障がい者相談員の確保と育成に努めます。

②専門職の質の向上

- 障がい者の支援に携わる関係者（相談支援事業所職員、サービス事業所職員等）が自発的に行う研修会等の各種活動を支援することによって、地域における専門職員の養成と資質向上を図ります。
- 市職員を対象とした各種研修の実施や障がい者対応マニュアルの活用を通じて、障がいに関する理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの職員が障がい者と同じ目線で適切な行政サービスを提供できるよう、接遇能力の向上を図ります。
- 特別支援学級設置校等の教員に対する研修の実施等を通じて、障がいのある児童・生徒に対する指導力の向上を図ります。

③ボランティア活動の促進

- 飯塚市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の周知をはじめ、ボランティア活動に関する知識の普及に努めます。
- 手話の会、音訳・点訳ボランティアなど、各種ボランティア団体の活動を支援します。

(2) つながるしくみづくり

障がい者の生活のしづらさは、それを解決するサービス等につながって初めて解消でき、障がい者が自らの能力を最大限に発揮できるようになります。

障がい者が生活の質を高めるためのサービスに「つながる」ためには、本人に最もふさわしいサービスをトータルに提供できるコーディネート機能の質の向上が求められます。

さらに、障がい者に対する支援が効果的・効率的に実施されるためには、行政機関、相談支援事業者、サービス事業者などによるフォーマルな支援だけでなく、ボランティア等によるインフォーマルな支援も含めた、支援に携わるあらゆる関係者が円滑に連携し合える環境づくりが必要です。

そして、これらの「つながるしくみ」の基本は、当事者である障がい者が参画することです。

①当事者の参画

○各施策分野における具体的取組みの実施に際しては、そのプロセスにおいて障がい当事者や家族等の意見を尊重します。

○当事者団体等との意見交換の機会を持ち、障がい者自身の意見を尊重しながら障がい者施策を推進します。

②障がい者とサービス等をつなぐしくみづくり

○地域で生活する障がい者が直面する生活上の困難を総合的な視点から解消できるよう、障がい者生活支援センターを核として、各種相談支援活動の充実を図ります。

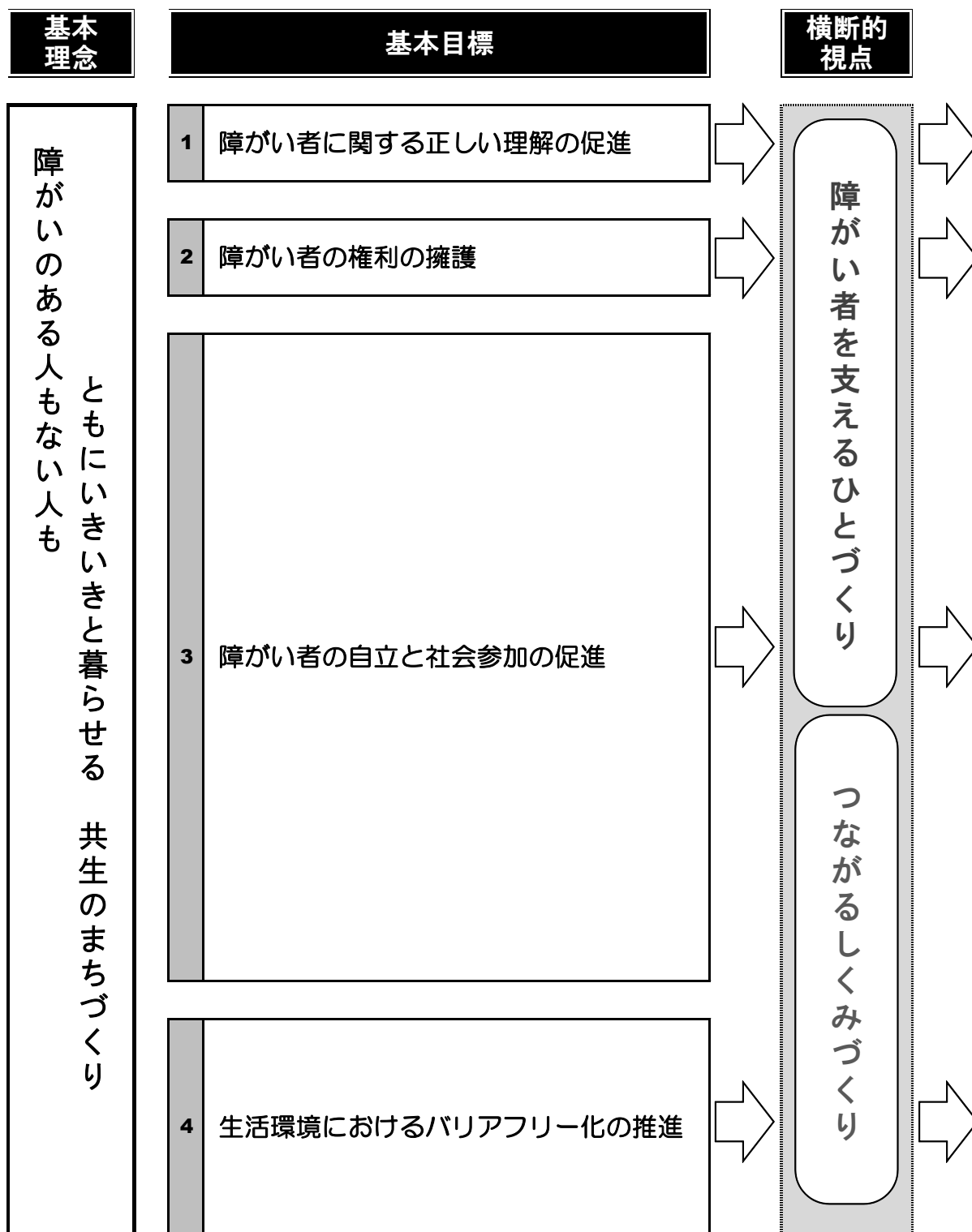
○困難な問題を抱えた障がい者について、支援に関わるスタッフ全員が課題共有できるような場の確保に努め、障がい者が必要なサービスや関係機関とのつながりを切れ目なく確保できるよう努めます。

③当事者及び関係者のネットワークづくり

○障がい当事者、支援者、関係機関等が共通の認識のもとで地域の課題について協議し、改善に向けた取り組みにつなげていくために、嘉麻市・桂川町との2市1町共同で設置されている「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の再編を図り、その設置目的が達成されるようなネットワーク活動の展開を目指します。

○障がい者に係る地域の課題に応じて、必要な関係者が柔軟に集まり、協議し合う活動を推進します。

4. 施策の体系



施策分野	施策の方針
1. 心のバリアフリーの推進 【啓発・広報】	<ul style="list-style-type: none"> 1 啓発・広報活動の充実 2 ノーマライゼーションに関する理解の促進
2. 差別の解消と権利擁護の推進 【権利擁護】	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がいを理由とする差別の解消の推進 2 権利擁護の推進
3. 健やかに暮らすための保健・医療の充実 【保健・医療】	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がいの原因となる疾病等の予防 2 精神保健対策 3 難病に関する施策の充実 4 保健・医療サービスの充実
4. 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進 【療育・保育・教育】	<ul style="list-style-type: none"> 1 早期発見・早期療育の充実 2 学校教育の充実 3 生涯学習の充実
5. 障がいの特性に配慮した生活支援の充実 【生活支援】	<ul style="list-style-type: none"> 1 相談支援の充実 2 在宅福祉サービスの充実 3 住まいの確保 4 生活安定のための支援
6. 経済的自立のための就労支援の充実 【就労】	<ul style="list-style-type: none"> 1 雇用の場の確保と拡大 2 就労支援体制の充実 3 福祉的就労の場の確保
7. 多様な社会参加の促進 【社会参加】	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域活動への参加促進 2 スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進 3 当事者・団体の自発的活動に対する支援
8. 安全・安心なまちづくりの推進 【生活環境】	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路・生活空間の整備 2 交通バリアフリーの推進 3 防災・防犯体制の整備
9. 情報の取得・利用の円滑化及び意思疎通支援の充実 【情報アクセシビリティ】	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報バリアフリーの推進 2 行政機関におけるバリアフリー化の配慮

